

## 会 員 規 約

(総則)

第1条 この規約は定款第6条及び第7条の規定に基づき、会員及び年会費に関し、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し本会の活動を推進する正会員、賛助会員の2種とする。

2 会員以外に、委員会、部会、ワーキンググループ等に専門家として参加する有識者を専門委員とすることができる。専門委員は、委員会、部会、ワーキンググループ等の承認得て理事長が委嘱する。

(特典)

第3条 正会員は、議決権をもち、総会に出席することができる。

2 正会員、専門委員は、委員会、部会、ワーキンググループ等に参加することができる。

3 賛助会員は、本協議会が主催するセミナー・講演会への招待、調査レポート等から活動報告を受けることができる。

(年会費)

第4条 正会員、賛助会員は、下記年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員年会費 100 万円

(2) 賛助年会費 10 万円

(譲渡制限)

第5条 正会員、賛助会員、専門委員は、本規約等に定められた権利及び義務の全部又は一部を、理事会の承認を得ることなく第三者に譲渡してはならない。

(本規約の改定)

第6条 本規約の改定は、理事会、総会の議決をもって行う。

以上